

志摩市総合評価方式試行要領

(目的)

第1条 この要領は、志摩市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事)において、地方自治法施行令(昭和22年政令第6号。以下「施行令」という。)第167条の10の2(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する入札者から性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)に関する提案(以下「技術提案」という。)を募集し、民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより、公共事業の質を高めることを目的に、入札時に工事価格、性能等をもって申し込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式(以下「総合評価方式」という。)の実施に関し必要な事項を定め、その適正な活用をはかることを目的とする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の試行対象は、志摩市が発注する競争入札に付す建設工事の内、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 入札者が提示するライフサイクルコスト等総合的なコストの削減や工事目的物の性能・機能の向上及び環境の維持や交通の確保等社会的要請への対応と入札価格とを一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 入札者が提示する簡易な施工計画及び入札者の施工能力等と入札価格とを一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 総合評価方式に基づき執行することが妥当であると市長が認める工事

(総合評価方式の選定)

第3条 総合評価方式は、次の各号に掲げる入札方式から選定する。

- (1) 標準型 高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の小さい工事以外の工事について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し(数値方式)、又は定性的に表示する(判定方式)ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価する。
- (2) 高度技術提案型 高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性(維持管理の容易性)等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、高度な技術提案(歩掛・単価を

含む)を活用して、性能と入札価格とを総合的に評価する。

(3) 簡易型 技術的な工夫の小さい工事で、簡易な施工計画や施工方法、同種工事の経験、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価する。

(4) 特別簡易型 技術的な工夫の特に小さい工事で、同種工事の経験、工事成績等に基づき、性能と入札価格とを総合的に評価する。

(入札方式の決定)

第4条 市長又はその委任を受けて市発注工事の契約、施工を担当する課長(以下「工事担当課長」という。)は、第2条に規定する工事に関し入札を行うときは、志摩市入札審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て入札方式の決定を行う。

2 前項で指定した工事の入札までの執行に関しては、市長又は工事担当課長は、次条に規定する総合評価方式技術審査会(以下「技術審査会」という。)の調査及び審議を経て、審査会の承認を得るものとする。

(技術審査会)

第5条 審査会長は、技術審査会を設置することとする。

2 技術審査会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、その結果を審査会に報告するものとする。

(1) 総合評価にかかる技術提案の要求要件及び技術提案の範囲の設定

(2) 総合評価にかかる評価基準の設定

(3) 提出された技術提案の審査

3 技術審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、その主たる構成は、別紙1を参考に対象工事の規模及び内容により設定するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第6条 市長は、入札の執行にあたり、施行令第167条の10の2第4項及び第5項に基づき、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、第2号については、第1号に関する意見聴取時に、改めて意見を聴く必要ありとの意見が述べられた場合に限り行うものとする。なお、当該学識経験者の意見聴取については、当分の間、三重県において設置する三重県公共工事総合評価意見聴取会に諮るものとする。

(1) 評価項目及び評価基準等落札者決定基準を定めようとするとき 当該落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項について

- (2) 落札者を決定しようとするとき 予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が最も有利と思われるものの決定について

(入札公告又は技術資料収集に係る提示等に明示する事項)

第7条 提案を募集する場合においては、入札公告に係る掲示及び入札説明書に次の各号に掲げる事項を加える。ただし、指名競争入札による場合は、入札公告に係る掲示を指名通知と読み替えることとする。

(1) 入札公告に係る掲示

- ア 当該工事が総合評価方式であること。
- イ 技術提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した設計及び施工計画書(以下「技術提案書」という。)を提出すること。
- ウ 標準型及び高度技術提案型においては、技術提案が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。
- エ 技術提案等の採否については、書面により通知すること。
- オ 資料作成説明会を実施すること。(資料作成説明会を開催する場合。)
- カ 資料のヒアリングを実施すること。(資料のヒアリングを実施する場合。)
- キ 提案で求める性能、機能、技術等の要求要件及び評価基準
- ク 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 入札説明書

- ア 前号の内容の詳細
- イ 技術提案等は、競争参加資格の確認に反映されること。また、その審査に当たっては、施工の確実性、安全性、費用等について評価すること。
- ウ 技術提案等の採否については、書面により通知すること。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すること。また、標準型及び高度技術提案型においては、技術提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、建設業者は、技術提案が適正と認められなかった理由に対して、理由の説明要求を行うことができるものとする。
- エ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に

使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとする
こと。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの
限りではないこと。

オ 技術提案を適正と認めることより、設計図書において施工方法等を
指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものでは
ないこと。

カ 性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難又は
合理的でない場合は、契約額の減額等を行うものとし、市の指名停止
措置基準に基づく指名停止の対象とすること。

(提案の提出)

第 8 条 提案の提出に係る手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 提案を求める範囲

技術提案を求める範囲は、設計、施工方法等に関するもので、原則と
して設計図書において指定されたもののうち、総合評価方法による総
合評価の方法によって、発注者に有利となる調達可能な提案を期待
できるもので、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認め
られるものの中から、工事の特性に応じて定めることとする。

(2) 提案を求める部分の位置づけ

技術提案を求める部分については、設計図書において施工方法等を指定
しないものとする。

(3) 提案の提出方法

入札者は、技術提案を行う場合、その内容を明示した技術提案書を提
出するものとする。なお、入札者は、標準型及び高度技術提案型にお
いては、技術提案が適正と認められない場合において標準案に基づい
て施工する意志がある場合、標準案による施工計画を併せて提出する
ことができるものとする。

(技術資料作成説明会の開催、提出資料のヒアリング)

第 9 条 審査会長は、必要があると認めるときは、技術資料作成説明会の開
催及び資料のヒアリングについて、技術審査会に実施させることができ
るものとする。

(提案の審査)

第 10 条 審査会長は、提出された技術提案及び標準案に基づく施工計画に
ついて技術審査会による審査及び審査会の承諾を経て、競争参加資格の確

認を行うものとする。

- 2 技術提案に基づく施工計画の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等を、また標準案に基づく施工計画の審査にあたっては、施工の確実性及び安全性を評価するものとする。なお、標準型及び高度技術提案型においては、建設業者が技術提案及び標準案に基づく施工計画を併せて提出した場合において、技術提案に基づく施工計画が適正であると認められるときは、標準案に基づく施工計画の審査は、行わないものとする。

(提案の採否の通知)

第 11 条 技術提案の採否については、書面により技術提案を提出した建設業者に通知するものとする。

- 2 技術提案が適正と認められなかった者に対しては、その理由を付して通知するものとする。なお、標準型及び高度技術提案型においては、技術提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、建設業者は、技術提案が適正と認められなかった理由に対して、理由の説明要求を行うことができるものとする。

(総合評価の方法)

第 12 条 総合評価方法については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 評価の対象とする技術的要件について、当該工事の目的及び内容に応じ評価項目を設定する。
- (2) 各評価項目の評価に応じ得点を与える。
- (3) 価格、性能等に係る総合評価は、標準点と前号の各評価項目の得点の合計を当該当入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

(落札者の決定)

第 13 条 落札者の決定については、入札者に価格、性能等を持って申込みをさせ、次の各号に掲げる各要件に該当する者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。なお、評価値の最も高いものが低入札価格調査制度における調査基準価格に満たない場合は、低入札価格調査の手続きを行い、契約の内容に適合した履行がなされることを確認した後に落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) 入札に係る性能等が入札公告又は技術資料収集に係る掲示において明らかにした性能等の要求要件(以下「技術的要件」という。)の最

低限の要求要件を全て満たしていること。

(3) 評価値が予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

2 評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

(提案内容の保護)

第 14 条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。なお、この旨を技術資料作成要領、特記仕様書等に記載することにより、建設業者に周知するものとする。

(落札者の履行責任)

第 15 条 落札者は、請負契約締結後、自ら提出した技術提案を履行する責任を有する。また、技術提案が適正と認められたことにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものでない。

2 技術提案が履行できなかつた場合で再度施工が困難又は合理的でない場合は、契約金額の減額等行うものとし、市の指名停止措置基準に基づく指名停止の対象とする。なお、この旨を入札説明書又は技術資料作成要領及び契約書に記載するものとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の試行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 市長は、本要領の執行に関して疑義が生じた場合は、審査会において協議するものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

別紙 1

総合評価方式技術審査会の構成（案）

会 長	事業担当部課室以外の調整監又は課長
副会長	事業担当部課室の担当課長
委 員	事業担当部課室以外の課長
委 員	事業担当部課室以外の課長
委 員	事業担当部課室以外の課長

（注 1）上記構成は（案）であり、対象発注工事の工事内容及び工事規模等により、その構成を設定するものとする。

（注 2）委員の選定にあたっては多分野からの技術力を確保することが望ましいことから、事業担当分野に限定せず、他分野も含めた中から選出することとする。